八代市居宅介護福祉用具購入費等受領委任払制度契約書

八代市（以下「甲」という。）と特定福祉用具販売事業者　 　（以下「乙」という。）との間に、八代市居宅介護福祉用具購入費等受領委任払制度実施要綱（平成２５年八代市告示第４４号。以下「実施要綱」という。）の規定による受領委任払に関する契約を次のとおり締結する。

（目的）

第１条　この契約は、実施要綱に基づき、被保険者の居宅介護福祉用具購入費等に係る自己負担額の軽減及び生活の安定に寄与することを目的とする。

（手続き）

第２条　乙は、被保険者等から福祉用具の購入の申出を受けたときは、その申出が介護給付として適正なものであるかどうかを審査しなければならない。

２　乙は、前項の申出が適正であると認め同意するときは、八代市介護保険居宅介護福祉用具購入費等支給申請書（受領委任払用）（様式第１号。以下「申請書」という。）に必要事項を記入し、押印の上、被保険者等に交付するものとする。

３　乙は、被保険者が福祉用具を購入したときは、原則として福祉用具の購入に要した費用の額から居宅介護福祉用具購入費等の支給額を控除した額を受け取り、領収証を交付するものとする。

４　被保険者等は、申請書、自己負担額の領収書その他必要書類を添えて、甲に提出しなければならない。

（支給決定）

第３条　甲は、前条第４項の規定による申請を受理したときは、速やかに当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、乙に居宅介護福祉用具購入費等を支給するものとする。

（義務）

第４条　乙は、被保険者の福祉用具の購入に関し、被保険者が契約する指定居宅介護支援事業者と連絡調整を行わなければならない。

２　乙は、被保険者の福祉用具の購入に関し、他の被保険者との公平性・公正性を確保しなければならない。

３　乙は、被保険者の福祉用具の購入に関し、被保険者が真に必要とするものであるかを十分に検証し、販売の濫用を避けるなど、介護給付の適正化に努めなければならない。

（給付費の返還）

第５条　甲は、乙が不正に居宅介護福祉用具購入費等の支給を受けたことを確認したときは、その全部又は一部を乙から返還させるものとする。

（契約の解除）

第６条　甲は、乙がこの契約を履行しなかった場合又は法、省令等に違反した場合には、この契約を解除することができる。

（契約期間）

第７条　この契約の有効期間は、　　　　年　　月　　日から　　 年　　月　　日までとする。

（契約の更新）

第８条　前条に規定する契約の有効期間が満了する1月前までに、甲又は乙から特段の意思表示がなされないときは、この契約は１年間更新されたものとし、以後の期間においても同様の扱いとする。

（変更の届け出）

第９条　乙は、住所、代表者氏名等が変更になった場合は、速やかに甲に対し変更届を提出しなければならない。この場合において、変更届の様式は任意とする。

（疑義の解明）

第１０条　この契約書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度甲乙協議して決定することとする。

この契約の成立を証するため、本通２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

　　年　　月　　日

甲　　所 在 地　　　熊本県八代市松江城町１番２５号

名　　　　称　　　八代市

代　 表 　者　　　八代市長　中村　博生

　　　　　　　　　　乙　　所 在 地

名　　　　称

代表者職氏名